平成２２年（フ）第４０２７号
埼玉県蓮田市関山３丁目８―30―101
破産者　山下　良一
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０３２号
東京都文京区大塚５丁目11番７号　ＳＯビル402号
破産者　株式会社くずは新建築研究所
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０３５号
東京都小金井市貫井南町４丁目12番40号
破産者　有限会社ノアズアーク
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０３６号
東京都多摩市落合１丁目３―７―301
破産者　永井　伸治
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０４７号
東京都中野区野方４丁目42番14号
破産者　株式会社明現社
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０４８号
東京都東久留米市滝山７丁目15―18
破産者　下出　泰照
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０７０号
埼玉県さいたま市浦和区上木崎６丁目11番25号
破産者　メテックスサンワ株式会社
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０７１号
埼玉県さいたま市浦和区上木崎６丁目11―25
破産者　鈴木　敬一
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０７２号
埼玉県さいたま市浦和区上木崎６丁目11―25
破産者　鈴木　惠子
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１３３号
東京都杉並区高円寺北３丁目22番３号
破産者　株式会社スポーツプランドゥ
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１４５号
東京都千代田区飯田橋２丁目９番６号
破産者　株式会社エー・アイ・イー研究社
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１９６号
東京都世田谷区世田谷２丁目25番８―103号
破産者　パワーヒル株式会社
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２３０号
東京都中央区銀座５丁目15番１号
破産者　パシフィックコア株式会社
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２３１号
東京都中野区新井２丁目31―３
破産者　直江　寧之
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２３９号
東京都小平市上水南町４―６―７―104、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区南荻窪２丁目34番20号
破産者　株式会社フレスコエンジニアリング
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２４０号
愛知県豊川市桜ケ丘町38―901、開始決定時の住所東京都小平市上水南町４―６―７―104
破産者　高橋　博彦
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２６４号
埼玉県所沢市東所沢５丁目２番地の15　大西ビル
破産者　有限会社フジ計測
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２６５号
埼玉県所沢市大字荒幡193―205
破産者　倉本　義次
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２６６号
東京都豊島区南大塚１丁目33番12号
破産者　株式会社渋谷
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２０２号
東京都荒川区東尾久２丁目28―６
破産者　佐藤　　純
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２０４号
東京都渋谷区笹塚２丁目18―２―504
破産者　佐藤　純一
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３１５号
東京都練馬区高松２丁目11―６
破産者　小林　育美（旧姓春田）
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部